

社会との連携・協力に関する方針

本学の社会との連携・協力に関する方針は次の通りとする。

- (1) 学生の教育および大学院生・教員の研究等を通じ、国内外の保健・医療・福祉機関をはじめとする関係各機関との連携を図る。
- (2) 聖公会関連の国内外の大学・高校との連携・協力を維持、発展させる。
- (3) 国内外の看護系大学との連携により、教育・研究を充実させる。
- (4) 自治体との包括連携協定をはじめ、国や行政機関等への協力により、社会的要請に応える。

(聖路加国際大学 教育に係る方針等に関する規程第8条)